



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1061 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1062 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1063 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 1064 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1065 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1066 換地計画の決定 (農村計画課)
- 1067 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 教育委員会告示

- 5 きのくに学びの日を定める要綱

告 示

和歌山県告示第1061号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年8月17日、指定した。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	FLASH EXCITING 9月15日臨時増刊号	27726-9	光文社
雑誌	ナックルズEX vol.7	18422-9	ミリオン出版
雑誌	ナイトイマガジン No.297	06833-9	ナイトイ出版

月刊誌	ザ・ベストマガジン 9月号	14003-09	ベストセラーズ
雑誌	KARAMI35 倅田梨紗	64176-84	三和出版
月刊誌	スコラ 9月号	15401-9	スコラマガジン
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 9月号	17901-09	徳間書店
月刊誌	月刊サーカス 9月号	04045-09	ベストセラーズ
雑誌	BLACK BOX vol.01	08842-09	パウハウス
月刊誌	ブブカ 9月号	17885-09	コアマガジン
雑誌	女子アナ密着最前線 vol.1.2	62101-46	オデッセウス出版
雑誌	Hot SPA! 8月28日臨時増刊号	23457-8/28	扶桑社
月刊誌	実話マッドマックス 9月号	15279-09	コアマガジン
月刊誌	シティヘブン関西版 9月号	14273-9	ダブリュオウコーポレーション

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1062号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ユティエ	和歌山市内原855-5	訪問介護ステーションまほろば	海南市多田362-7	訪問介護	平成18.5.31
社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市御幸辻786	訪問介護・居宅介護支援	平成18.7.31
社会福祉法人高野口町社会福祉協議会	橋本市高野口町名倉586	高野口町社会福祉協議会	橋本市高野口町名倉586	訪問介護・居宅介護支援	平成18.7.31
社会福祉法人高野口町社会福祉協議会	橋本市高野口町名倉586	高野口町デイサービスセンター	橋本市高野口町名倉120-2	通所介護	平成18.7.31

和歌山県告示第1063号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ハウディ	和歌山市田中町5-4-1	れもんケア橋本	橋本市岸上557-5 レモンハウス103	介護予防訪問介護	平成18.4.18
株式会社はるす	橋本市御幸辻176-1	はるす・訪問入浴サービス	橋本市御幸辻176-1	介護予防訪問入浴介護	平成18.7.7
株式会社はるす	橋本市御幸辻176-1	ヘルパーステーション・はるす	橋本市御幸辻176-1	介護予防訪問介護	平成18.7.7
医療法人博寿会	橋本市東家6-7-26	老人保健施設博寿苑	橋本市東家6-7-5	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.7.7
医療法人博寿会	橋本市東家6-7-26	訪問看護ステーションソレイユ	橋本市東家6-7-11	介護予防訪問看護	平成18.7.7
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター紀北	橋本市高野口町伏原267-1	特定福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
徳和産業株式会社	橋本市隅田町芋生178-1	スマイルデイサービス	橋本市隅田町芋生178-1	介護予防通所介護	平成18.7.7
有限会社向日葵	和歌山市大谷34-1	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫723-2	介護予防訪問介護	平成18.4.1
富樹商行有限会社	橋本市胡麻生1010	富樹商行有限会社	橋本市胡麻生1010	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.7.4
有限会社レッツ	橋本市隅田町河瀬419 P&PタキナB102	訪問介護ステーション杉の子	橋本市隅田町河瀬419 P&PタキナB102	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生478	春風デイサービス	橋本市小原田30-1	介護予防通所介護	平成18.4.1
有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生478	指定訪問介護センター春風	橋本市小原田13-2-101	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社ケアステーション春風	橋本市胡麻生478	春風指定居宅介護支援センター	橋本市小原田13-2-101	居宅介護支援	平成18.4.1
有限会社ツバイ	大阪府松原市南新町3-2-29	橋本うめ薬局	橋本市小峰台2-12-40	居宅療養管理	平成18.3.1

和歌山県告示第1064号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000057	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	辻仁至	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会橋本事業所	橋本市御幸辻786	居宅介護支援	平成18.8.1 平成24.7.31
3071300051	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	辻仁至	橋本市社会福祉協議会高野口事業所	橋本市高野口町名倉1028-1	居宅介護支援	平成18.8.1 平成24.7.31

和歌山県告示第1065号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000057	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	辻仁至	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会橋本事業所	橋本市御幸辻786	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.8.1 平成24.7.31
3071300051	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	辻仁至	橋本市社会福祉協議会高野口事業所	橋本市高野口町名倉1028-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.8.1 平成24.7.31
3071300127	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-8	辻仁至	高野口町デイサービスセンター	橋本市高野口町名倉1202-2	通所介護・介護予防通所介護	平成18.8.1 平成24.7.31

和歌山県告示第1066号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営畑地帯総合整備事業名田地区加尾工区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成18年8月30日から平成18年9月27日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画

課、日高振興局産業振興部農地課及び御坊市役所

和歌山県告示第1067号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月29日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2899	有田市辻堂字池ノ尻852番の一部	有田市宮崎町813番地 桑原節次	平成18.8.18	4.10	35.00

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

きのくに学びの日を定める要綱を次のように定める。

平成18年8月29日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

きのくに学びの日を定める要綱

(趣旨)

第1条 子どもや大人の教育に対する関心や理解を深め、学校、家庭及び地域が連携し、次代を担う子どもを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、ふるさとを愛する気運を醸成し、もって本県の教育の充実と発展を図るため、きのくに学びの日を設ける。

(きのくに学びの日)

第2条 きのくに学びの日は、11月1日とする。

(きのくに学び月間)

第3条 きのくに学びの日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、11月1か月間をきのくに学び月間とする。

(県の取組)

第4条 県は、市町村及び学校並びに教育に関係する機関及び団体等の協力を得て、きのくに学びの日の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組を促進するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、きのくに学びの日に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。